

障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指して

市では、障がいのある人が安全・安心して過ごすことができるまちづくりのための取り組みを行っていますので、その内容について紹介します。



1 「相談支援事業所」を設置し、障がいに関する相談を受け付けています

「相談支援事業所」は、障がいのある人やその家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、福祉サービスの利用情報の提供や利用支援、関係機関との調整を行う窓口です。悩んでいること、困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

市内の相談支援事業所は次のとおりです。

◆浦田の里

(身体障がい、知的障がい)

ところ 岩船231-1

電話 53-3673

受付日 月～金曜日

受付時間 午前9時～午後5時

◆地域生活支援センターはまなす

(身体障がい、知的障がい、精神障がい)

ところ 瀬波中町10-1

電話 50-7104

受付日 金・土曜日を除く毎日

受付時間 午前9時～午後5時

(日曜日のみ午前9時30分～午後5時)

2 村上・岩船地域自立支援協議会を開催しています

障がい者の団体や福祉施設、教育機関などの関係者によって組織された「村上・岩船地域自立支援協議会」を設置し、開催しています。(年2回程度開催)

この協議会は、村上市・関川村・粟島浦村が共同で設置しているもので、障がいのある人やその家族から寄せられたさまざまな相談の中から、地域における課題を見だし、その解決に向けた方策を協議・検討しています。また、課題によっては専門部会を設けて具体的に検討しています。

●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111(内線245、247)

まちづくり

●問い合わせ 消防本部 ☎53・0119

救急車の適正利用にご協力を

近年、増加していた市内の救急出動件数および搬送人員数は、平成24年において救急出動件数2404件(前年比125件減)、搬送人員数2214人(前年比121人減)となり、ともに減少しましたが、救急車で搬送された人の半数以上が入院を必要としない軽症でした。

緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする人への到着が遅れ、大切な命が救えなくなる恐れがあります。「夜間だから」「交通手段がない」などとタクシー代わりに救急車を呼ぶことは控えましょう。

急な発病でも症状が軽い場合は、家用車やタクシーを利用して医療機関または村上市急患診療所(内科・小児科)で受診してください。

皆さんの大切な命を救うため、救急車の適正利用をお願いします。



平成25年災害件数(毎月更新)

災害種別	3月	3月末までの累計	
		本年	昨年
火災	2件	4件	6件
救急	184件	572件	614件
救助	4件	11件	12件
その他の災害	23件	65件	46件

※その他の災害は「警戒」「調査」「水防」「その他(土砂災害・漏油事故)」「ポンプ車の救急出動」など

